

## 固定資産税評価額通知書の 無料交付の廃止に関するお知らせ

現在、不動産（土地・建物）の所有権移転登記等の申請の際には、前橋市から無料で発行される固定資産税評価額通知書を添付していただいているところですが、前橋市と前橋地方法務局との間における電子データによる地方税法第422条の3の規定に基づく通知を開始したことに伴い、当該通知書の無料交付が令和6年12月6日をもって廃止されましたので、お知らせします。

当該通知書の無料交付の廃止に伴い、令和6年12月9日以降に所有権移転登記等の申請をする際の登録免許税の課税価格（不動産の評価額）につきましては、前橋市が発行する納税通知書に添付の固定資産税課税明細書のほか、有料で発行される固定資産評価証明書や名寄帳の写しでも確認することができます。

また、未評価土地等（公衆用道路などの評価額がない土地、年度途中で地目が変更された土地など）の課税価格の取扱いにつきましては、前橋市財務部資産税課土地係（電話027-898-6217）宛てお問い合わせください。

なお、所有権移転登記等を申請する際には、課税価格（不動産の評価額）の算出に使用した書面の写しの添付に御協力をお願いします。

おって、所有権移転登記等を申請されるに当たり、御不明な点がございましたら、前橋地方法務局不動産登記部門（電話027-221-4466（代表））宛てお問い合わせください。

令和6年12月9日

前橋地方法務局